

東海・北陸厚生局長に下記の施設基準等の届出を行っております。

- 一般病棟入院基本料 ○ 認知ケア加算 3 ○ 機能強化加算 ○ 療養環境加算 ○ データ提出加算
- 重症者等療養環境特別加算 ○ 看護職員処遇改善評価料 4 6 ○ 診療録管理体制加算 2
- 地域支援・医薬品供給対応体制加算 2
- 外来在宅ベースアップ評価料 1 ○ 入院ベースアップ評価料 3 9
- 別表 1 の「第 1 4 の 2」の 1 の (2) に規定する在宅療養支援病院 ● 神経学的検査
- 在宅訪問看護・指導料の注 1 6 (同一建物居住者訪問看護・指導料の注 6 の規定により準用する場合を含む)。
に規定する専門管理加算 ● 酸素の購入単価 ● 二次性骨折予防継続管理料 3
- 入院時食事療養 (I) ・生活療養 (I) ● 胃瘻増設時嚥下機能評価加算 ● ニコチン依存症管理加算
- 在宅時医学及び施設入居時等医学総合管理料 ● 画像診断加算 1 ● 画像診断加算 2
- 地域連携診療計画加算 ● CT 及び MRI 撮影 ● 心臓 MRI 撮影加算 ● がん性疼痛緩和指導管理料
- 脳血管疾患等リハビリテーション料 (III) ● 運動器リハビリテーション料 (II)
- 医科点数表第 2 章第 1 0 部手術の通則の 1 6 に掲げる手術 ● がん治療連携指導料 ● 輸血管理料 (II)
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料 ● 在宅がん医療総合診療料 ● 冠動脈 CT 撮影加算

● 入院時食事療養・生活療養 (I)

当院では管理栄養士によって管理された食事を適時 (夕食は 1 8 時以降) 適温で提供しています。

● 明細書の発行及び特定疾患管理料

当院では、医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目を明記した明細書を無料で発行しています。(公費負担で医療費の自己負担のない方についても発行しています。) 明細書には薬剤・検査の名称が明記されています。また、生労働省が定める対象疾患を主病とする患者に対して治療計画に基づき必要な管理を行なった場合に月 2 回まで算定が可能となります。また長期処方・リフィル処方箋等の活用要に伴い当院では患者様の状態に応じて、28 日以上長期投与も可能となっています。処方にあたっては適切な対応を行なってまいります。明細書の不要の方はその旨会計窓口へお申し出ください。

● 後発医薬品使用体制加算

当院では後発医薬品 (ジェネリック医薬品: 先発医薬品と同じ成分を含み、同じ効果が期待できる医薬品) の使用に積極的に取り組んでおり、医薬品の供給が不足した場合に、医薬品の代替品の提供や用量・投与日数などの処方変更に関して適切な対応を行います。

● 当院は下記の施設認定下記を受けています。

- 保険医療機関 ● 指定自立支援医療機関 ● 指定小児慢性特定疾患医療機関
- 難病法 1 4 条第 1 項に基づく保険医療機関 ● 生活保護法による指定医療機関
- 結核指定医療機関 ● 身体障害者福祉法による指定医療機関
- 労災指導医療機関 ● 被爆者一般疾病医療機関

● 文書料

● 診断料	1,100 円 ~ 5,500 円	● 自賠責診断料	5,500 円
● 自賠責明細明書	5,500 円	● おむつ使用明細書	1,100 円
● 通院報告書	2,200 円	● 保険会社回答書	5,500 円

● 入院個室 (差額料金) 1 日につき

- ・ 特別室 (201) 22,000 円 ・ 個室 (202・203) 11,000 円 ・ 4 人室は差額はありませ
- ・ 個室 (212・213) 16,500 円 (205・206) (207・208)

室料差額の「1 日につき」とは午前 0 時から午後 1 2 時までを指します。

例: 午後 10 時に入院し翌日午前 1 0 時に退院した場合は 2 日とカウントされます。

● その他保険外負担については受付にて負担料をお尋ねください

- インフルエンザを初め各種予防接種 ○ 各種画像 (MR\CT) 画像の CD コピー ○ カルテ開示
- セカンドオピニオン ○ パジャマ・おむつ等料 ○ その他

